

平成28年度第3回地域自立支援協議会議事録

いわき市保健福祉部

いわき市地域自立支援協議会議事録

会議名	平成28年度 第3回 いわき市地域自立支援協議会				
日時	平成28年12月22日(木) 14:00～16:00	場所	いわき市文化センター2階 中会議室(1)(2)		
出席者	【項目】	【氏名】	【所属・職名】		
	学識関係者	山本 佳子 関 晴朗	いわき明星大学教養学部地域教養学科 教授【副会長】 国立病院機構いわき病院院長		
出席者	障がい者福祉団体	石井 静子	いわき聴力障害者会副会長		
		豊田 正勝	いわき市腎臓病患者友の会		
		吉江 路子	いわき市盲人福祉協会		
	障がい者福祉施設等	鈴木 繁生	いわき地区障がい者福祉連絡協議会		
		新妻 登	社会福祉法人いわき福音協会理事【会長】		
		松崎 有一	社会福祉法人誠心会理事長		
		草野 滋章	社会福祉法人希望の杜福祉会常務理事		
		門馬 栄	福島県立平養護学校校長		
		渡辺 隆	平公共職業安定所所長		
		星 美枝子	いわき障害者就業・生活支援センター センター長		
		佐藤 裕之	社会福祉法人社会福祉協議会生活支援課長		
		いわき市役所	事務局	いわき市保健福祉部（部長） いわき市こども家庭課（課長補佐） いわき市保健所地域保健課（課長補佐） いわき市障がい福祉課（課長、補佐、事業係長、支援係）	
			相談支援事業所等	事務局	特定非営利活動法人 そよ風ネットいわき いわき市障害者生活介護センター 相談支援事業所 ふくいん スペースけやき 地域生活相談室 せんとらる いわき地域療育センター ライフサポートセンター「ゆう・ゆう」 相談支援事業所 えーる
				学識経験者	田子 久夫
		障がい者福祉団体		森田 千鶴子	いわき市手をつなぐ育成会
欠席者	障がい者福祉団体等	根本 徳一	いわき市精神障害者家族会 ふれあい会会長		
		古館 信義	いわき市身体障害者福祉協会		
		古川 敬	社会福祉法人育成会理事		

	<p>障がい者福祉施設等 齋藤 秀美 福島県立いわき養護学校長 市民代表 石井 キヌ いわき市ボランティア連絡協議会</p>
配布資料	<p>平成28年度第3回地域自立支援協議会次第 平成28年度第3回地域自立支援協議会資料 資料1 第4次いわき市障がい者計画の見直し等の方向性について 資料2 障がい者相談支援体制（基幹相談支援センター・委託相談支援）の見直しについて 資料3 地域生活支援拠点等整備の検討について （参考資料） (1) 社会保障審議会（障害者部会）平成28年11月11日開催資料 (2) 地域生活支援拠点等の整備等に係るアンケート結果（地域生活支援部会）</p>

○ 平成28年度第3回地域自立支援協議会

I 開会

II 会長あいさつ

III 議事

議 長 それでは進めていきたいと思います。今日の流れは1番最初に報告事項ということでお手元の資料にありますように、(1)として第4次いわき市障がい者計画の見直し等の方向性について、その後に協議事項ということで(1)障がい者相談支援体制の見直しについて、そして(2)として29年度に向けて進めていかなくてはならない地域生活支援拠点等の整備の検討についてということで、具体的に話を進めていきたいと思います。それでは報告事項(1)第4次いわき市障がい者計画の見直し等の方向性について、事務局で報告をお願いします。

事 務 局 (資料に基づいて説明)

議 長 はい、ありがとうございます。今事務局から見直しの方向性ということで説明いただきましたが、このことについてご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委 員 前回の計画のときにアンケートをお願いして、昔の計画ではなくて、新しい計画のほうで、国で出した計画に基づいてお願いしたいということでやった経緯があります。そういうものを用いるのか、あと問題は全数調査なのか、それとも人数はどれくらい考えているのか、教えていただけたらありがたいです。

議 長 今2つ質問いただきました。事務局でどのように考えているのかをお願いします。

事 務 局 今ご質問がありました計画に伴う実態調査についてですが、今回予定しています3つの計画のうち新たに策定することとなる障害児計画以外の2つ、第4次市障がい者計画と第5期障害福祉計画ですが、まず第5期障害福祉計画につきましては、主に障がい福祉サービスや地域生活支援事業、相談支援事業ということになります。その前段の第4次市障がい者計画ですが、障がいのある方のライフステージに沿った計画ということで障がい福祉サービスに止まらず、保健医療、生活環境、教育、雇

用など幅広い計画となっております。大規模な調査につきましては、第4次市障がい者計画策定の際に、計画策定した平成25年度の前年度である平成24年度に実態調査をさせていただいたところです。その際の数ですが、全数ということではないのですが、今回につきましては、第4次障がい者計画の中間見直しということもありますので、対象については全数調査というよりはもっと小規模なものを想定しております。前回の反省点としまして、アンケートの中の質問数がちょっと多い、なかなか答えづらいということもあったので、数についても見直しを考えたいと思っていますところです。調査の実施方向につきましても、対象となる方に直接がいいのか、あるいは事業所を通じて配布をお願いするのがいいのかということも含めて、現在検討しているところであります。

委員 もう1ついいですか。特に精神障がいの方で手帳を持っていない方についてはどうお考えでしょうか。

事務局 障がい福祉サービスを使っている方の中にも手帳なしでも使える場合とか、その辺も実際市のデータなどを勘案しまして、前回の第4次市障がい者計画策定の際も手帳を持っていない精神の方も母数としては少ないですけれども、対象として行っていますので、この点についても併せて検討をしていきたいと思っていますところです。

議長 よろしいですか。その他ご質問ありますか。

委員 計画における精神障がいのある方の地域生活移行というところで、数値目標の設定というのはいかがでしょう。

議長 事務局お願いします。

事務局 今回あらかじめお配りした資料がかなり多いものですから、お配りしました資料を基に簡単にその点をご説明させていただきます。参考資料として、社会保障審議会平成28年11月11日開催資料の表紙をめくっていただきますと、資料1-1障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標より活動指標ということで示されております。成果目標というのが達成すべき基本的な目標となります。活動指標がその目標の達成に向けて本協議会などで定期的な状況確認を行うべき指標となります。下に成果目標①から⑤ということで、こちらに書いてあることが第5期障害福祉計画で国が想定している成果目標のようです。①が施設入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域

包括ケアシステムの構築、③障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備、④福祉施設から一般就労への移行等、⑤障害児支援の提供体制の整備等ということで、これが達成すべき基本的な目標ということで、以降はそれぞれの成果目標に対する考え方、現状など国の分析などと比較して示されているようです。地域移行と言いますと①のところに施設入所者がございます。就労移行とか、そういったところは、資料でいいますと、25 ページ以降に出ています。ご質問は精神の入院の方のということで、実は入院の精神の方の目標ということ自体が、前回第4期もそうなのですが市で設定すべきものではなくて、県で設定するものになっているので、市としての設定はないところです。関係するものとしては、今申し上げました成果目標の①から⑤というのは今回ということで、前回、現第4期につきましては入院中の精神障害にも対応した地域移行というものだったのですが、どうも今回の第5期にあたっては成果目標の②で表題としましては、先程述べましたように精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築という表題に変わってしまっていて、この資料でいいますと14ページから16ページの中の表記になってしまっていて、システムとしての構築に設定が見直され変更されているようです。併せて16ページを見ますと医療計画との連携ということになっていきますので、もう少しすると具体的な内容などが出るのではないか、実際策定するのは県になるかと思えます。もしかすると県ではなくて今回は市町村に入れなさいとなるかもしれないので、先程説明させていただいたように国の動向を見極めて参りたいと考えているところです。

委員 今全国的に1年くらいで退院する方が多くなっているという話を聞いているのですが、この計画を作るときに病院関係者がいなくても大丈夫かどうかと考えます。特に精神病院の方々が計画作りに入ってこないと啓蒙できないのではないかなと思えます。その辺の対応はどのようにするのかお聞きしたいです。

事務局 ②の点がもし市でということになると委員がおっしゃられた対応をどのような方法ですべきかの検討が必要かと思うのですが、現時点ですと②のところが医療計画との云々とあるので、県レベルでこれは設定するものなのかと推測で考えているところではあります。各市町村でということになれば、併せて検討

- したいと思っている段階でございます。
- 議長 ○○委員よろしいでしょうか。精神障がいのお話が出ましたので、○○委員は、法人としてもそうですが、この点をどのように考えているのか、いろいろな取り組みをされていると思いますのでご意見伺えればと思います。
- 委員 当法人は、設立当初から精神障がいの方を中心に支援をしているわけですが、地域移行ということで具体的には年に3件程度です。やはり長期間入院しているとかかなりブランクがあるものですから、グループホームとか何らかの施設、特に障害者施設だけでなく、長期間入院している高齢者、60歳以上の方が実際のところ多いです。だからその辺の施策の整合性も必要ではないかと考えております。
- 議長 ありがとうございます。今事務局からも説明がありました資料の中でも精神障がいのところでも地域包括ケアシステムという言葉が出てきています。多分、子どもの部分でも今出てきているのかなと思います。それから昨日地域包括ケア推進会議が介護関係を中心に行われました。何というかあっちでもこっちでも地域包括ケアというけれども、バラバラの地域包括ケアなのかなと話を聞いて思いました。精神障がいの関わりについて、質問等あれば継続したいと思いますがよろしいでしょうか。すみません、○○委員、大きな流れの中で障がいのある方、特に精神障がいのところが一歩も二歩も遅れているといつも言われているのですが、病院、医療関係、福祉関係、現時点での国の審議会報告も出ていますので、これからのいわきはどうかご意見伺えれば幸いです。
- 委員 私は、まだ社会資源を十分に把握できていないですが、病院のデイケアであるとか、それから就労支援の様々な施設とは割とつながっているとは思いますが、退院を志すという働きかけがどうなのか、個人的には思っているところであります。先程○○委員がおっしゃったようにグループホームであるとかそういったところの配置というのがちょっとあまり聞こえてこなくて、60歳位になってから病院を出てくるのではなくて、早いうちに地域の中でこれからは考えていきたいと思うのですけれども、ちょっと難しいかなと思いつつながら考えています。
- 議長 はい、ありがとうございます。あとはよろしいですか。○○委員お願いします。

委員 昨日、地域包括ケアシステム推進会議に出させていただいたのですが、厚生労働省の方から聞いたというお話の中で、地域包括ケアシステムはシステムという名前が付いているけれども、これは決まりきった形にはまったシステムではない、地域包括ケアというのはネットワークだという話があったので、〇〇委員から出たように医療機関との連携であったり、ソーシャルワーカーとの連携であったり、高齢者であればケアマネジャーとの連携で、あと教育とか児童の話も出ましたけれども、これからどんどん横のつながりが重要になってくると思われま。行政の中でも部署ごとの縦割りではなく、横の連携が必要になってくるかと思ひます。この自立支援協議会で話したことが自立支援協議会の中で終わりではなく、障がい者計画が障がい者だけの計画で終わるのではなく、大きな流れの中で横の連携を取って地域包括ケアシステムの中にうまく組み込んでいけるようにお願いしたいと思ひます。

議長 はい、ありがとうございます。私もずっと気になっていて、なぜ三障害一元化と言われていながら、市の障害福祉計画の中に特に退院から地域へという数値目標が入ってこないのかなという、先程事務局からご説明ありましたように数値目標は県で立てているのだと、県で立てているということは、国、県、市という流れの中では分かりますが、県で立てた数値目標を誰が実現させていくのかということも市も含めて各自治体です。各自治体の中に数値目標が挙がっていなければ、いわきの中の精神病院関係と地域で受け止める連携も進まないのかなと思ひます。見直しの方向性についてということで、これについては終わって次に移りたいと思ひのですが、是非障がい者計画ですので、先程事務局から説明がありましたように単にサービス事業の問題だけでなく、雇用も教育も医療も全部網羅した計画という面では私はやっていかなくてはならないと思ひますので、1つお願いですが、今後のスケジュールが資料の2ページにあるかと思ひますが、1月から3月にかけてアンケート調査ということで予定されていますが、アンケート項目について一度各委員にこのような感じでということをして是非見せていただきたいと思ひます。委員からの項目追加など、そうした機会があればいいのではないかと思ひますが、委員の方いかがですか。やらなくても行政が作ったものでよろしいですか。

委員 前回の第4次計画を作るときに、アンケートをいわき市では従来、昔のものを使っていたのです。それではまずいので、震災後全国で調査をしたのですが、福島県と宮城県は調査できなかったのですね、国のモデルのものがあつたので、それをベースに作ったという経緯があります。あれもかなり生きているのではないかなと思います。それにまた市で追加したという経緯があるので、その辺も見直しながらやったほうがいいのではないかなと思います。

議長 できた段階で私も含め、委員の方も見ていただいてこの項目で、先程事務局で項目が多すぎるという話がありましたが、中身についても、この部分はやはり必要だということがあれば、そこで修正ができるように事務局で取り計らっていただければありがたいと思うのですが、委員の方々ご足労かけますがよろしいでしょうか。事務局でよろしくお願いします。それでは報告事項を終わりました、協議事項に入っていきたいと思います。協議事項(1)障がい者相談支援体制(基幹相談支援センター・委託相談支援)の見直しについて、資料2にありますので、事務局で説明をお願いします。

事務局 (資料に基づいて説明)

議長 はい、ありがとうございます。これまで協議してきたことを踏まえ、取りまとめていただいて事務局で説明いただきましたが、改めて分からないことも含めて質問があればお願いします。

委員 基幹相談支援センターの人員体制についてお伺いしたいのですが、センター長、事務職を予定しておりますが、市から職員の派遣、市職員の兼務、要は障がい福祉課職員の兼務などは予定しているのかどうかお伺いしたいです。

議長 事務局お願いします。

事務局 ご質問はセンターの運営、職員の体制ということですが、説明させていただいたとおり、人員体制は財源的な裏付けもあることから確定ではないのが1つあります。前回まで直営がいいのではないかなということ意見をお伺いしたのですが、各法人さんとの話し合いの中では直営ではなく、委託ということで整理させていただいておりますので、センター長につきましても直営とか市の職員の兼務ということは想定しておりません。

議長 はい、ありがとうございます。その他ありますか。

- 委員 基幹相談支援センター、委託相談支援事業の割振りは分かったのですが、委託相談支援事業の要望ということですから、委託相談支援事業を受け持つ事業所に計画相談も一部入れていただきたいと考えております。なぜかと申しますと、私どもでは委託と計画を現在持っているわけですが、処遇困難ケース、例えば触法障がい者や地域移行の障がい者、これは一概には言えませんが生活保護受給者等の処遇困難ケースについては、委託から計画までの一体的な運用とその後のフォローというのが非常に重要になってきております。例えば介護保険においても地域包括のほうで一部支援の計画を作っておりますが、そのような形で委託の事業所で計画の一部持つという形を取るのが私どもの方のケースを移管するにあたって、一体化を持った有効な手段ではないかというふうに考えます。
- 議長 はい、ありがとうございました。そうしますと、委託相談事業所の中にも計画相談も一部入れて欲しいということですね。委託は委託、計画は計画ときちっと割り切るのではなく。
- 委員 委託事業所として存在しますけど、計画相談も入れて欲しいということです。
- 議長 このことについて、他の委員の方いかがですか。きちっと分けたほうがいいのか、今の意見もそうだなとかありますか。
- 委員 相談支援事業の管理も務めておりますので、そちらの立場の方からお話させていただきますが、〇〇委員がおっしゃっているような委託から計画へ一体的なところは、うちの事業所としてもスムーズに流れるところではございます。その計画に引き継ぐところの繋ぎというところを十分に時間をかけて繋ぐ役割を持っていただく、相談のほうがしていただけるのであれば計画と委託をきちんと役割立てというのも可能なかなと思っております。委託相談のほうでその詰めの甘さが生じてしまうとやはり本人さんの不利益だったりとか、その後の支援に関わってくる部分ではあつたりするので、ここは〇〇委員がおっしゃるとおり重要なポイントであると思っておりますので、十分な精査をお願いできればと思っております。
- 議長 委託相談でやることをきちっとやって、きちっと計画のほうに繋いでいけば別に委託のところと計画を合せなくてもいいだろうということですね。
- 委員 昨年度から自立支援協議会運営会議の中で各委託相談の皆さ

んで基幹相談の役割、委託の役割、計画の役割ということで、かなりすみ分けをしたようなものなども出していたと思うので、その辺はいろんな意見はあるかもしれませんが、昨年一覧表が出たような部分なのかなと思ったりもしたものです。

議長 はい、両方という大変ですが、多分これは固定的なものではなくて取りあえず今委託がここに書いてありますように同一法人に委託するというので相談と基幹をやっていく、それから計画相談は計画相談でやっていくということなので、計画だからやらないとか云々ではなくて、やはりその繋ぎの話が大事なのかなと思います。特に困難ケースになればなるほどその辺をきちっと繋いでいくことが大事なのかなと思います。なお、事務局の方でそのところは内部的に検討していただければありがたいと思います。その他ありますか。

委員 相談支援機関の役割のところ、基幹相談支援センターの機能を28年度の第1回自立支援協議会の資料では、権利擁護・成年後見センター、それから生活・就労支援センター、こういうものが入っていたのですがこの辺はどのようにお考えでしょうか。

議長 ここに書いてあるのですがちょっとどのように解釈しているのかなと成年後見とか就労の話など1つありますが、ここに自立支援協議会の運営等ということは、ここに書いてあるのは基幹相談支援センターが自立支援協議会の事務局をやるということなのか、それとも運営等をやるうえでという意味なのかなということも分からなかったもので、併せて事務局で回答お願いします。

事務局 委員の皆さんお手元に第1回資料がないとすれば只今のご質問は2点です。1回目ときの基幹相談支援センター設置にあたっての業務内容に権利擁護などの業務があったのではないですかというご質問ですが、事務局の趣旨としては業務内容に入れるという趣旨の話ではありませんので、もしそう解釈されてしまったのであればもともと違いますということで、改めて付け加えさせていただきたいと思います。あと2点目の基幹相談の運営などそういったものは、もともと国の地域生活支援事業の中で基幹相談支援センターの機能強化ということで協議会の運営とか位置づけとなっていますので、委託できるとなっていますので、そうしたものを想定してこの記載となっております。

今現在ですと市の職員と各委託の職員の方が事務局側で座らせていただいているのですが、来年度から市の職員はここには座らないで基幹相談の職員が座るということでは全くありません。委託というのは行政が主体的に業務を委託しているということです。市の職員と併せて基幹相談とか各地区セン配属の相談従事者ということなので、事務局側の構成としては今と変わらないとイメージしていただいて結構です。

議長 はい、よろしいですか。今運営会議は市の行政の担当とそよ風ネットと相談支援事業所の職員が入って構成しているかと思うのですが、今度は相談支援事業所がここにありますようにNPO法人に委託されるとなったときに、ここに書いてあるように自立支援協議会の運営はNPO法人の相談の人たちとそれから先程ありましたように市の担当とそよ風ネットが入るかということによろしいですか。それとも基幹相談がそこに入ることなのでしょうか。

事務局 今のお話ですが、現在、運営会議はそよ風ネットさんに委託という形なのですが、当然委託相談支援等の見直しということで、そよ風ネットさん委託ということは、来年度は想定していないということです。変わりに基幹相談支援センターがあと一元化した委託先の相談に従事する方が、部会ですね、そういったことを担っていただくということです。仮に現在委託している職員の方が全て協力していただく職員だとすると顔ぶれで変わるのは、そよ風ネットさんが新たな基幹の方に変わりこちらに座っていただくイメージとなります。

議長 わかりました。
委員 先程のお話で第1回目の協議会の資料を見ていると機能に権利擁護・成年後見センター、それから生活・就労支援センター、これは別々に置くということなのでしょうか。

議長 先程の質問に対し、もう一度説明をお願いします。多分第1回目の資料の中にその文言が入っていたということですね。

事務局 平成28年度第1回自立支援協議会資料ということで基幹相談支援センターに向けた検討ということでA3の横の資料です。今のご質問ですと業務内容ということで基幹相談支援センター、資料の左隣で機能ということで基幹相談支援センター、波線がありまして下に権利擁護・成年後見センター、生活・就労支援センター、細かく説明しますと権利擁護・成年後見センターと

というのは、現在市役所3階保健福祉課内にある市で行っている成年後見に関するセンターです。その下の生活・就労支援センターというのは内郷地区保健福祉センター内に設けているセンターです。ということで機能と業務内容のところで基幹相談支援センターと成年後見センターの間に波線を書かせていただいたように業務内容も波線の下部分はそれぞれの業務内容ですということですので、基幹相談支援センターに全て、3センター統一するという趣旨ではございませんので、そう理解いただければ幸いです。

議長 はい、わかりました。ということで書いてあったけど別それが基幹で云々でないという、元々そうだったということで○委員よろしいですか。他にありますか。

委員 相談支援機関の役割のところでもう1つですが、以前の会議でも話をさせていただきましたが、やはり基幹相談支援センターというイメージはこういうものなのだとということがわからないとイメージがしにくいというお話をさせていただいたのですが、今回このように役割が明確に出てきたことによって大分イメージしやすくなったかなと思うのですが、委託相談支援事業のところでは委託を受けている相談支援事業所の方にお聞きしたいのですが、今まで行政と委託相談支援事業所とで役割を明確に共通理解を持って行ってきたのかどうかというところがあります。正直この役割だけで今やっている業務が事足りているのかというところでは、うちも委託を受けていますが法制度の網からこぼれている人たちに手を差し伸べるような支援というのも委託の方で引き受けているところですので、この役割で十分なのかということと、人員体制のところでは「新たな委託先において引き継ぎを含め体制が整うまでの間、当面」となっておりますが、体制が整ったら出向の取り決め等々がなくなってしまうのかというところは事務局にお聞きしたいと思います。以上2点です。

議長 今まで相談支援の仕事をしてきた立場から市が新たにNPO法人に委託をお願いして役割をこういうことでやるんだけれども、今までやってきた立場としてこれだけで十分なのかということをお聞きしたいということでよろしいですね。そよ風さんもありますが各相談員のほうで短くて構いませんので、これ入れたほうがいいのかあると思うのでお話頂ければと思います。

- ふく いん 4月から委託相談のほうをさせていただき経験は浅いのですが、普段一般的な福祉サービスにかからない初期の相談など色々関わらせていただく中で、実際に地区保健センターの中に委託相談という形で入ることによってケースワーカーさんとの関わりという中で距離があったりとかするので、窓口が一本化されることで連携がとれるのではないかと思います。資料に記載があること以外に必要な細かいところはあるとは思いますが、すぐには出てこないのですが窓口に入ることによって、相談者も相談しやすくなるでしょうし、連携も取れると思います。
- 生活 介護 地区センターのほうに窓口というか委託が移るということで、ワンストップ窓口として相談する側としては、すごくメリットがあるのではないかと考えています。
- え ー る 当事業所としては、制度の狭間の方が多数いるというのが私の見解で計画相談の事業者さんのほうも手一杯でなかなか計画相談に繋がらない方も多いです。実際委託の中で心がけているんですが窓口にいればいいというわけではなく、我々は利用者さんのもとに訪問させてもらってニーズを吸い上げてなかなか繋がらない方でも手を差し伸べて支援するように心がけてます。メリットもあると思うのですが窓口を一緒にすることでのデメリットもあるのではないかと考えています。
- ゆう ゆう 皆さんの意見と同じですが、福祉サービスに繋がっていない方をいかに拾うかというか、かなり地域に入って行って訪問したり状況確認したりということがこれからは必要になってくるかと思っています。
- 地域 療育 委託相談支援事業と行政との連携についてケースバイケースで行ったり、関わってくれる行政の担当の方で対応が変わるといことやそれに伴って支援の方法も変わったりとかという場合もありますので、今後は窓口が一本化していくというところで行政の方との情報共有もしやすくなるのかなと期待をしております。
- け や き 今うちでは委託相談と計画相談をやっていますが、委託相談で関わった方がそのままうちで計画を立てるという方がすごく多く、委託相談で関わっている困難な方を計画相談に繋いで委託と計画のダブルでフォローするとか、そういったこともありますので今後困難ケースをそのまま計画相談に繋げるのか、計画相談で困難ケース、触法ケースとか医療観察法とかそういった

たので関わっている方もいますので計画相談だけでその困難ケースをやりきれぬのかそこが大丈夫かなという心配はあります。委託相談では地区割というのがありますが、地区割はあつてないようなもので相談に来る方も病院から直接とか違う地区センの保健師の方が直接、精神障がいにはスペースけやきでみたいな感じの流れがありますので、今後委託相談が地区割で出来るのかどうかとか色々心配は正直あります。障がい者も高齢者も1つの窓口でというのはすごくいいことだと思うので、今後そういったものが利用者さんのためになるならば非常にいいのかなと思うのですが、現状として地区センターでも担当者によって協力的な方もいますし、協力的でない方も正直いますので、そういったところで1つの窓口になれば一緒に出来るのかなという期待があります。

せんとらる

窓口が地区センターの方に一本化されるということで、現在の委託の状況ですと役所のケースワーカーの方と連絡を取り合つてうまくやっているところですが、窓口一本化されるということで連携という面では変わらないのかなと思うのですが、始まつてみないとなんとも言えないかなというところではあります。あと役割といたしまして、グレーゾーンですとか、制度の狭間にある方ですとか、困難事例の相談というのがやはり地区センターに来ることで数は今以上に増えるのかなというところがありまして、相談員の負担というところと困難事例というところで、基幹相談支援センターとどういう役割をもって連携していくのかというところが見えないと何とも言えないというところではあります。

そよ風

運営会議を担当させていただいておりますが、委託相談支援事業所ではないので直接お答えは難しいですが、とにかくワンストップということで高齢も障がいも同じ窓口で連携して、ここに例えば挙がっていないことでも困難な相談があつた場合にとにかくそこでお受けして、基幹相談のほうでより専門的なアドバイスとか連携を取っていただけて、棚上げにならない様な体制を作つていただければと思います。新しい機能が生きていくようお願いしたいと思つております。

議長

はい、ありがとうございます。最後にそよ風さんにまとめていただいたのかなという感じですが、〇〇委員どうぞ。

委員

最後に要望といいますか、細かい事で申し訳ないですが、三

者の役割の整理という中で現在委託のみで関わっているケースを当事業所でも持っているわけで、そういうものを4月以降も移管していただけるのかという問題と、現在相談を受けているが例えば漏れているもの、引きこもりですとか不登校のまま学校を卒業してしまった人ですとか、そういうもののフォローまで委託のほうでやっていただけるのか。もう1点これは要望ですけれども、人員協力ということで出向ということですが出向は非常に不安定な状態なので、もし職員本人が希望すれば出向先の法人に採用されるようなシステムもある程度考慮していただきたいと思います。

議
委

長
員

はい、ありがとうございます。

委託の役割として初期相談を受けて計画につなぐというところで困難ケースをかなり抱えていたと思うんですね。委託相談を持っているところはそんな形で委託と計画相談と協力しながらやってきたと思うのですが、委託を持たない計画相談さんはかなり困難なケースを抱え込んでいて身動き取れないという話も聞いております。今回の基幹相談が立ち上がることによってその相談先ができるということは大変良いことだと思っておりますが、計画相談のほうにこの情報がほとんど伝わっていないようです。基幹相談って立ち上がるんですか、立ち上がるって知らなかったといった事業者さんもありますので、計画相談のほうにきちんと早めにお知らせするためにも、どのような形で行くのかというのを決めて進めていただきたいと思います。あと先程から出ている制度の狭間で基幹相談の役割、委託相談の役割と決めているわけですが、それはそっちの役割だよこっちの役割だよとやっている間に漏れてしまうことがないように拾い上げていただきたいなというのが1つ。〇〇委員からもありましたが既存の委託相談で受けている方々が立ち上がることによってケースが移管になると思うんです。それが数ヶ月の間で行うのか、どの位の期間の猶予があるのかわからないですけれども、特に精神の方は担当が変わるだけで不安定になられる方もいらっしゃると思いますので、その辺も今委託相談のスタッフさんが例えば出向となったときに、その人が行くとは限らないと思うんですね。という不安もありますので進め方に関しても十分に調整していただきたいというのと、調整をするためにも早めに動いていただければ今の段階からでも言っても遅くない時

期になってきているのかなと思いますので、今受けてる精神の方に来年度からこう変わりますので担当者が変わりますとお伝えできるのかなと思いますので、そこを懸念しておりましたのでよろしくをお願いします。

議 長

はい、ありがとうございました。いくつか話が出てきました。最後に出たのが、これからの方向性は出たけども4月1日に向けてのタイムスケジュールの問題が当然出てくると思います。それぞれの相談で抱えているケースがあります。今7法人でやっていますが4月1日にNPO法人に委託するとするとそのケースはいつまでにどういう形で引き継ぐのかとか、その問題は実務を担当している人たちの問題になりますので、その辺の日程も1日2日で出来るか分からないですが、その辺も行政のほうで余裕を持って進めていただく。それから最後に〇〇委員のほうからも出ましたが計画相談の事業所にも周知する。そして何よりも利用者本人にこう変わりますよと早め早めに一度だけでなく広報して頂かないと困ってくるのが障がいをお持ちの本人なのかと思います。今のいくつか質問等々も出て改めて委託相談事業所の役割と、計画相談の困難事例が出た時というのが何人かから出ましたが、そのためにもこの基幹相談が立ち上がったのかなと思います。その辺での連携、最初からスムーズにはいかないと思いますが、離れた役割分担ではなく重なり合う役割分担で、うまく連携していかないとせっかく以前から出していたワンストップサービスがうまくいかないと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。今いくつか出た中で事務局のほうで説明ないし受け止め方等々何かあればお願ひしたいと思います。

事 務 局

順番に出てきたもので残っていたのが、まずは〇〇委員からの当面既存の委託相談事業所からの協力という点ですが、委託をお願いしている法人さんとの話し合いの中で、個別に複数回行政のほうで説明し各意見などを聞かせていただきました。その経過中で各法人さんの体制や人員など皆さん同一ではなかったなので、各法人さんとの意見交換の中では、当面というのは相談支援に協力していただく方の不利益にならないようにご本人さんと法人さんの都合で柔軟的に対応したいと考えていますと説明させていただきましたので、当面というのは柔軟な画一的な対応ではないと説明させていただいたところですので報告さ

せていただきたいと思います。あと今回委託相談の見直しの件ですが、特に行政のほうでは委託相談を見直したことで全てが変わる、変えるというつもりは全くありません。というのも委託させていただいている社会福祉法人さん、公益な法人さん、NPO法人さんですので、これを機会にもう委託しないので全て手放すとかではなく、行政からのお願いは一番はご本人様をどう支援していくか、ご家族をどう支援していくかですので委託がなくなったから云々ということではなく、継続的に協力して行政もそうです、委託相談もそうです、今まで継続で関わってきた方との関わり方も当然重要な情報だと思っております。ここにはありませんが当然地区セン内にはケースワーカーですとか保健師ですとか今度入ります包括となれば元々の職員などもおります。そもそもこの自立支援協議会自体が市内の各関係機関が知恵を出し合ってネットワークを構築してよりよいわきを目指してということですので、その主旨をいかして相談支援体制の見直しにつきましても、それぞれの各関係機関がネットワークを構築してよりよい支援ができるようにということを目指しておりますので、今後も変わらぬご協力をお願いしたいというのがあります。あとは業務の内容につきましても窓口ということなので、ずっと建物内にいるのかとイメージを持たれてしまわれたとすると具体的なということに記載しただけです、当然地区のケースワーカーなどは現場に訪問などいたします。あとは今後の新しい委託先の包括などは既存のサービス以外の適合しない方に対する支援ですとか、さらには直接関わるだけではなくてその方々を支えるための関係機関を調べたり掘り起こしたりネットワークを作っていたりとか、ここに記載できない部分、新たな役割なども当然想定されています。窓口にいるだけとか狭間からもれる方には関わらないですとかということは想定しておりませんので、その辺は補足させていただきたいと思います。あとは計画相談との関わりですが委託相談にあたりましては、前提としましては指定特定ということで計画相談などを前提としておりますので、新しい法人さんにも体制としては指定を取っていただくことは想定しているのですが、この計画をやるかやらないかにつきましては議論の余地があると思いますが、現時点では計画と相談は別、単にやらないということではなく一番初めの説明でもさせていただいたとおりネ

ットワークを重視するということで考えさせていただいているところですが、委員からご意見ご要望がありましたので、その点は検討させていただきたいと思っているところです。今ご意見ご要望が出た点で触れられるところを述べさせていただきました。

議
委

長
員

今事務局の方から話がありましたが、はい〇〇委員。

今相談支援事業者の方々の話を聞いていますと制度の谷間の人たちをどうするのかという話が多かったように思います。現在、県の経営者協議会ではそういう狭間の人たちを救済しようということを検討しています。これは各法人が拠出金を出して予定ですと600万位の基金を作ってそういう人たちを救済していこうと、内容につきましては就職活動の応援金、職場体験事業1時間800円、最大で1人2万円、それから就職支度金給付事業、これが新生活をスタートする場合は2万円。それと子どもの支援などを今考えています。これは来年度に社会福祉法人制度改革で社会貢献をしていかなければならないとなっています。1法人でやろうとしてもなかなかできないというのがありますので、県の経営者協議会と連携しながらこういう制度もあるので覚えておいていただきたい。あと県の社協の方では社会貢献でフードバンク事業をやっています。これはいわきのほうはどうするのかわからないですが、県のほうでは既にフードバンクを利用している方も84世帯219人が利用しているという数字がでています。こういう意味ではこの法律だけじゃなくそれ以外のものもどう切り開いていくのか、これが一番わかるのが相談支援事業所だと思います。ですから、その辺で各法人と連携を取りながらそういう人たちを救済していく制度がこれからできますので覚えておいて下さい。

議
委

長
員

はい、ありがとうございます。支援事業の話が出たのですが社協のほうで何かお話ありますか

まずフードバンク事業の話が出たんですが、実は私どものほうで平成28年度にコープフードバンク東北と協定を結んでフードバンクのほうを実施しておりますが、ただ今年度については助け合い子育てフードバンクということで生活困窮している子育て中の親子に対しての支援ということで、いわき市の生活困窮の窓口である生活・就労支援センター経由、そちらに相談が入ったなかでどうしても食べ物が困っているというケース、そ

ういった方を対象に現在 12 世帯を対象としています。今年度に関してはこちらの対応で今後枠についてはこういった対応をしていくかを検討していくところですがフードバンクに関しては実施している状況であります。あとは社会福祉法人の社会貢献事業ということで、現在県内 3 つの地区、相双地区・県中地区・会津方面でモデル事業ということで実施しております。4 月以降モデルの検証も踏まえて我々のほうでも各法人さんと連携を図りながら、制度の狭間の方の支援を協力して実施していくようになると思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

はい、ありがとうございます。知っている情報も知らなかった情報もあると思ひます。いろいろな話が出ましたのでそれぞれ参考にさせていただければと思ひます。相談支援体制の見直しについては、他になければ進んでいきたいと思ひますが、また話をふらせていただきます。こういうふうな相談支援体制が変わっていくよということ、これを実際にご利用される委員で、お聞きになつての感想をいただければと思ひますが、〇〇委員よろしいですか。

委 員

いろいろ勉強することが大切だと思ひますが、難しくなつてきました。福祉の体制について、もっと知識を深める必要があると考えております。

議 長
委 員

はい、ありがとうございます。〇〇委員お願ひします。
あくまでも対象は障がい者本人、相談者は本人だとは思ひますが、この前の会議でも言ったように基幹相談センターとなると行政と事業所間の話だということ、我々障がい者が会議で議論する立場ではないのかなと思ひております。特に精神障がい者の話が主なものなので事業所さんの話となると我々は分野が違うというかわからないというか、関与できないところがあります。

議 長
委 員

はい、ありがとうございます。〇〇委員お願ひします。
私も〇〇委員と同じですが、色々なことを全然知らなかつたので、この会議に出席させて頂いて、様々な事業をしているということが勉強になります。それと内郷地区保健センターの下の生活介護センター、そこを私は利用させていただいています。細かく動いていただいてありがたいと思ひています。

議 長

はい、よろしいですか。分かりづらい部分もあつたかと思ひます。それぞれお帰りになりましたら是非それぞれの団体でお

話いただいて、そこの中での質問等々ありましたら次回出していただければありがたいと思います。すみません、また話をふります、病院の立場から〇〇委員、相談の話を聞いていただいて感想・ご意見等あればお願いいたします。

委員 病院の立場としてはなかなかこの分野は難しいのですが、私は自立支援審査会で審査判定のほうをしているものですから、その感想からいいますと、私は元々身体を診ていたものですから、最近は身体の件数はあまり多くはなくて知的が多いと思います。私のところも最近知的の件数が随分多くなりまして診させていただいているんですが、やはり身体とはかなり違って広い判定に困るといいますか、区分が3でいいのか4でいいのか、なかなか一筋縄ではいかないものがいっぱいあると思います。調査員の方を見ても同じマニュアルでやっていると思いますが非常に判断のバラつきがあります。例えば極端な話、徘徊というのがありまして、いなくなつては困る可能性があるのと、もし認知症があるから外に出れば帰ってこれないと、実際出歩かないからそういうふうに判定するのかなというようなことがあったり、非常にバラつくんですね。それに利用者さんでも申請した方でも更新した方でもサービスをよく使っている方もいれば、もっと使ったほうがいいのに全然使っていない方とか非常にバラつきがあるように思います。その辺をきめ細やかにやるように考えていかないと制度が活かされないのではないかと日頃から感じているところではあります。

議長 ありがとうございます。多分そこに関わってくるのが相談とか計画相談とか、あとはそのサービスを使っている事業所の職員も単にサービスをするだけではなく、そういった制度のこともその都度伝えていかないとなかなか障がいをお持ちのご本人の方はわからないことがいっぱいあったりするのかなと思ったりします。相談支援事業所だけがあれば良いってことではないと思うんですね。はい、ありがとうございます。この項目についてはここで終了して次にいきたいと思います。協議事項の2です。地域生活支援拠点等の整備の検討についてということで事務局のほうで説明お願いいたします。

事務局 長 (資料に基づいて説明)

事務局 長 はい、お手元に資料があると思いますがアンケートの集計です、取りまとめたものを報告していただければと思います。

地域生活 地域生活支援部会における検討の経緯について、ご報告させていただきます。(資料に基づいて説明)

議長 はい、ありがとうございます。今の事務局並びに部会のほうから取りまとめの話、協議のポイントということで資料の7ページまで説明いただきました。今回1回だけではなく、これから29年度中にどうやっていくかというものなので、それぞれ感想なりお聞きして次回に繋げていきたいと思いますので、ご意見・感想のある方は是非お願いしたいと思います。

委員 取りまとめご苦労様でした。本市における整備は1カ所で良いのかというところですが、確かに本市の広域性を踏まえると1カ所で全てカバーして対応するということは難しいと思います。複数箇所での対応のほうがよろしいのかなと思います。ただ複数箇所となりますと中核になる事務局といいますか、核になる場所が必要になるのかなと思います。

議長 はい、ありがとうございます。その他ご意見ありませんか。

委員 取りまとめご苦労様でした。課題が色々かなりあると思いますが、いわきでは社会福祉法人関係は色々な事業を持っているところがあります。ですからここで出されている面的等多機能拠点それを併せ持った形にしたほうが良いのではないかと考えております。あとはリーダーシップはどこにするのかという問題もあります。これについて協議会のようなものを作って相談支援事業のほうでやるというのも1つの方法ではないかと考えています。あと24時間ですがこれが一番大変なのは精神障がいの方だと思います。相談支援のところには24時間きますから、その辺の体制というのは非常に困難性があるのかなと思います。その辺をどうしていくのか十分に検討して頂きたいと思います。

議長 はい、ありがとうございます。実施に向けて検討する体制を全体会議で一括してやるのか、先程出てきた面的な整備となるといわきを2つないし3つのエリアということを考えて、そのエリアの事業者等々が集まって検討する機会を設けた方が良いのか、次回話し合った方が良いのかなと思いますがいかがですか。ここで話すのは1カ所が良いとか2カ所が良いとか面的が良いとか話し合いはできますが、どう進めていくとか実質的な話はこの全体会議だけではなくて事業所等々が集まらないと具体的な話にはいかないのかなと思います。それを併せて次回検討ということでよろしいですか。事務局のほうで次回の課

題に入れておいて下さい。その他ご意見等々ありますか。

委員 一番最初の議題で障がい者計画の見直しのところで発言が漏れたんですが、資料を見ますと国の方針としては発達障がい者支援センター、これですね第4次計画策定時にこれお願いしていた経緯があるんです。是非作って頂きたい。特に自閉の人とかそういう人は郡山まで行くのが大変なんです。たどり着かないで帰ってきてしまう人もいます。ですから計画を作るときに是非入れて頂きたいと思います。

議長 はい、ありがとうございます。その他の委員の方々はいかがでしょうか。第2回目に続きまして第3回目ということでこれを次回に引き継いでいかないといけないのですが、前回の時に相談支援等も含めて新しい体制で行くということで、事務局の部長のほうから話があり、今日の協議、今日の話も踏まえて次回に繋げようということでお話があればお願いします。

事務局 まず、今日様々なご意見頂きましたので整理させて頂きましてまた改めて皆さんと協議させて頂きたいと思っております。今日で申し上げますと相談支援体制をどうしていくかということが1つテーマとしてありまして、相談支援体制につきましては大きな考え方としましてはこれまで個別に分かれてやってきたわけです。そういう縦割りはやめていこうということが1つです。それからもう1つは議論の中にもございましたが、相談に至らなかったり、制度の狭間の方々支援に繋がっていくような仕組みを作っていこうということが大きなポイントになるかと思っております。そのことを頭に置きながら今日の提示をさせていただいたということです。今日のご意見を踏まえて4月に向けて何をやるかということ、それから4月以降も含めて課題にどう対応して行くか、おそらく今日の1つのテーマは相談支援と計画相談をどういうふうに整合を取っていくかということにあると思います。そのことを皆さんからご意見頂きながら少しでもより良いものにしていければと思っております。それから地域生活支援拠点につきましては、これから計画の中でどういうふうに考えていくかということになると思います。議論の中にもございましたが、おそらく皆さん共通のものとしては1カ所ではなくて生活圏をどう捉えてどう整備していくか、その時に拠点となるものはどういう機能を持っていくかというのがポイントになるかと思っております、そこを皆さんと議論

しながら地域で生活している障がい者の方にとって、よりよい支援体制になるものを作っていければと思っているところでございます。

議長 はい、ありがとうございました。地域生活支援の拠点整備は大事なことだし、ただ人が関わってきますよね。今の情報の中ではこれをやっていくときに事業補助か何かあるのかなと思っているんですよね。そここのところもお金のない中でやっていくとするとそれこそ地域貢献のことも考えて谷間にいる人をどうするか、それからサービスを利用していない人たちがかなりいる、この人たちに誰がアプローチしていくのかという問題もあると思いますので、次回以降にまた検討できればいいかなと思います。それでは以上で第3回会議を終了したいと思います。ありがとうございました。

事務局 以上を持ちまして、第3回いわき市地域自立支援協議会を終了いたします。

IV 閉会